

尾花沢市住宅リフォーム支援事業

～既存住宅の機能向上を図る工事に対して助成を行います～



▽申請期間 **令和7年4月1日から令和8年1月9日まで**（※但し、予算がなくなり次第終了）

▽受付時間 **平日の午前9時から正午、午後1時から午後5時**
上記以外の時間にお越しになる際は事前にご連絡ください。

！！申請の注意点！！

- ◎ 契約・着工前の申請が必要となります。すでに着工した工事は補助対象となりません。
- ◎ 同一の工事に対して、原則他の補助を併用することはできません。
- ◎ 住宅1戸につき、年度ごとに1回の申請になります。
- ◎ 法人等が所有する建物は該当になりません。
- ◎ 店舗併用住宅の店舗部分は対象になりません。（閉業している場合を除く）

▽補助対象の住宅

- ① 尾花沢市に住民登録されており、かつ、自らが所有し、居住する住宅（空き家をリフォームし、実績報告提出までに移住する場合も可）
- ② **令和8年2月10日まで**に実績報告書を提出できる方
- ③ 市税等を完納している方

▽補助対象の工事

- ① リフォーム工事費総額（消費税込み）が10万円以上であること。
但し、優遇世帯（65歳以上のみの世帯、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の認定を受けている方がいる世帯）にあっては、総額が5万円以上であること。
- ② 県内に本店若しくは主たる事業所を有する業者が施工するリフォーム工事であること。
- ③ 裏面に示す工事内容に該当する工事であること。

▽補助金額

【一般世帯】 右の世帯に該当しない、すべての世帯

施工業者	《市》補助率、上限額		《県》補助率、上限額 ※一定の要件を満たした場合
市内業者	補助率 10% 上限額 20万円	+	補助率 10% 上限額 12万円
市外業者	補助率 10% 上限額 12万円		

【移住世帯、新婚世帯、子育て世帯】 右に該当する世帯

施工業者	《市》補助率、上限額		《県》補助率、上限額 ※一定の要件を満たした場合
市内業者	補助率 20% 上限額 30万円	+	補助率 1/6 上限額 15万円
市外業者	補助率 1/6 上限額 15万円		

【移住世帯】

- ・ **令和2年4月1日以降**に**県外から**市内に住み替え、転入届を本市へ提出した世帯員がいる世帯。
- ・ 県外に住民票があり、実績報告までに当該住宅に居住する世帯員がいる世帯。

【新婚世帯】

- ・ 補助申請日において、婚姻した日から5年以内である世帯。

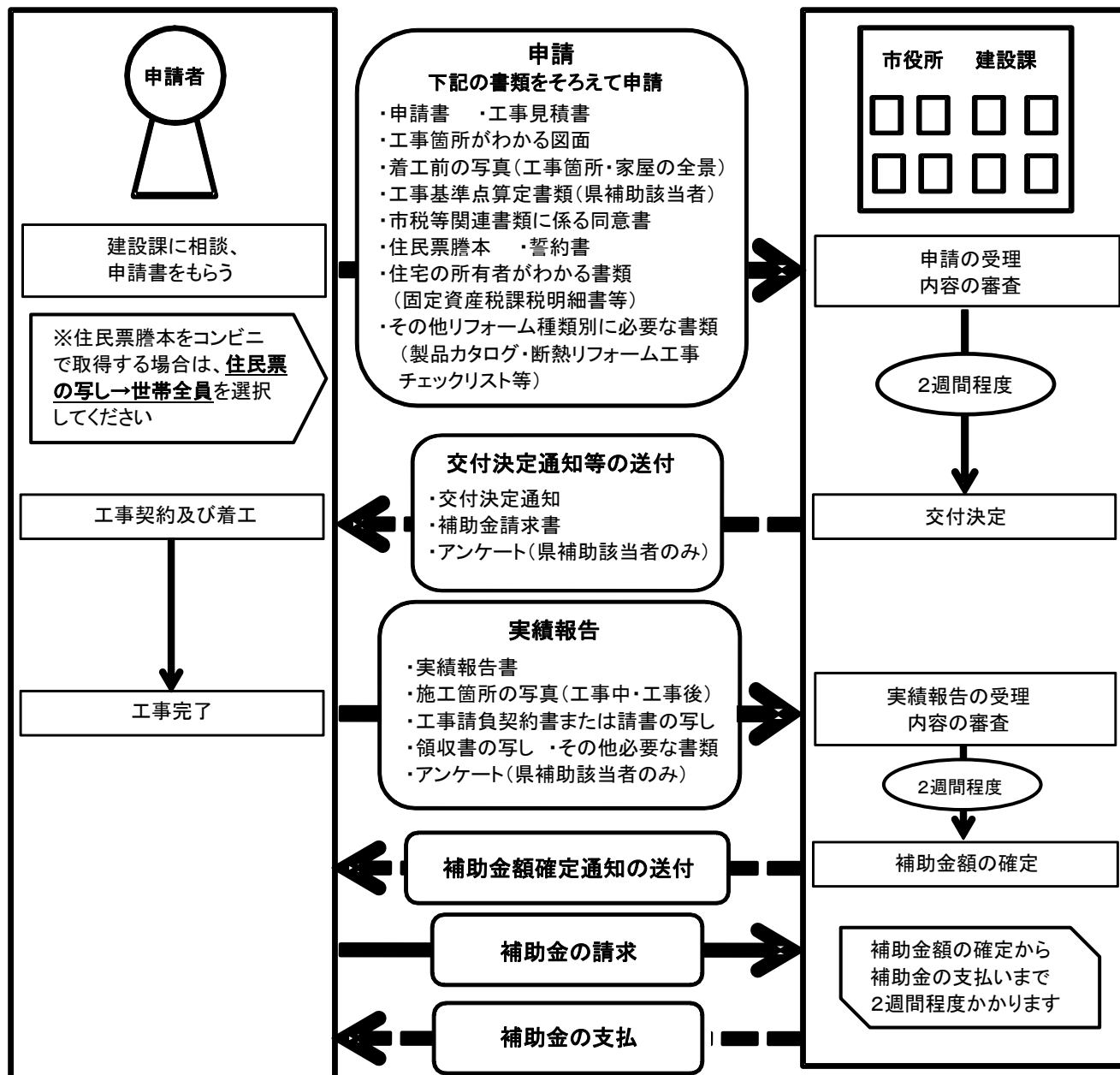
【子育て世帯】

- ・ **平成19年4月2日以降**に出生した世帯員がいる世帯

《県》補助率、上限額を受ける条件

- ★工事費総額が**50万円未満**の場合、要件工事が**5点以上**
 - ★工事費総額が**50万円以上**の場合、要件工事が**10点以上**
- 要件工事については、裏面をご確認ください。

▽申請の流れ



【工事前の注意点】

◇床面積が10㎡以上増える場合は、建築確認申請が必要になることがあります。

◇建築基準法改正に伴い、2階建ての木造戸建て等で大規模リフォーム*を行う場合に建築確認申請が必要になることがあります。

※建築基準法の大規模修繕・模様替え(建築物の主要構造部(壁、柱、床、はり、屋根または階段)の1種以上について行う過半の改修等)に該当するもの。

(キッチン、トイレ、浴室等の水回りのみのリフォーム、バリアフリー化のための手すりやスロープの設置工事については、従来通り確認申請は不要です。)

詳しくは市役所建設課都市住宅係、または建築士にお問い合わせください。

お問い合わせ先 建設課 0237-22-1114

工事内容詳細

《市》補助金

区分	番号	工事内容(例)	基準点	数量	工事点
別表1	リフォーム全般	(1) 屋根の葺替・塗装、外壁の張替・塗装などの外装工事			
		(2) 部屋の新設・間仕切りの変更			
		(3) 壁紙や床の張替などの内装工事			
		(4) 耐震補強・改修工事			
		(5) 窓・ガラスの取付け・交換(断熱改修など)			
		(6) 室内の建具等の交換			
		(7) 外壁、屋根、天井の断熱化工事			
		(8) バリアフリー改修(手すりの設置、段差解消、廊下幅の拡張など)			
		(9) 風呂、台所、トイレ等の水回り改修工事			
		(10) パルコニーや雪止めの設置			
		(11) 畳の取替え(表替え含む)			
		(12) エアコンの設置に伴う工事			
		(13) 給湯器の設置に伴う工事			
		(14) 克雪化等に伴う工事			
※上記の表以外にも該当する工事がありますので、まずはお問合せ下さい。					

《県》補助金

※下記表にて工事合計点が10点以上の場合、補助金が交付されます。

区分	番号	工事内容	基準点	数量	工事点
別表2	1-1	やまがた健康住宅の認証を受けた改修工事	10 点/工事	箇所	点
	1-2	外部に面する住宅の開口部に別表6(1)の基準を満たす建具を設置する工事	5 点/箇所	箇所	点
	1-3	熱交換換気システムを設置する工事	4 点/箇所	箇所	点
	1-4	住宅の既存部分の外気と接する外壁、天井、床等に別表6(2)の基準を満たす断熱材を使用する工事	2 点/m ²	m ²	点
	1-5	浴室、脱衣室、トイレ、廊下のいずれかに設備工事を伴う暖房機器を設置する工事	10 点/箇所	箇所	点
別表3	2-1	住宅内の廊下又は出入口の幅を拡張する工事	10 点/m ²	m ²	点
	2-2	勾配の緩い階段に交換又は改良する工事	10 点/箇所	箇所	点
	2-3	浴室を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの			
		(1)浴室の床面積を増加させる工事	10 点/m ²	m ²	点
		(2)浴槽のまたぎ高さを低くする工事	10 点/箇所	箇所	点
		(3)固定式の移乗代、踏み台その他の浴槽の出入りを容易にする設備を設置する工事	2 点/箇所	箇所	点
		(4)身体洗浄を容易にする水洗器具を設置し、又は同器具に取り替える工事	3 点/箇所	箇所	点
	2-4	便所を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの			
		(1)便所の床面積を増加させる工事	10 点/m ²	m ²	点
		(2)便器を座便式のものに取り替える工事	10 点/箇所	箇所	点
		(3)座便式の便器の座高を高くする工事	10 点/箇所	箇所	点
	2-5	居室、便所、浴室、脱衣所もしくは玄関又はこれらを結ぶ経路に手すりを取り付ける工事			
		(1)長さが100cm以上の手すりを取り付けるもの	2 点/m	m	点
		(2)長さが100cm未満の手すりを取り付けるもの	2 点/箇所	箇所	点
	2-6	居室、便所、浴室、脱衣所、若しくは玄関又はこれらを結ぶ経路の床の段差を解消する工事(勝手口その他屋外に面する開口の出入り口及び上がりかまち並びに浴室の出入り口にあつては段差を小さくする工事を含む。)			
		(1)勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまち並びに浴室の出入口の段差解消又は段差を小さくするもの	10 点/m ²	m ²	点
		(2)(1)以外の部分の段差を解消するもの	5 点/m ² 又は 2 点/箇所	m ² 箇所	点
	2-7	住宅の出入口に戸を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの			
		(1)開戸を引戸、折戸等に取り替える工事	5 点/箇所	箇所	点
		(2)開戸のドアノブをレバーハンドル等に取り替える工事	1 点/箇所	箇所	点
		(3)戸に戸車その他の戸の開閉を容易にする器具を設置する工事			
		イ 戸に開閉のための動力装置を設置するもの	10 点/箇所	箇所	点
		ロ 戸を吊戸方式に変更するもの	5 点/箇所	箇所	点
		ハ イ及びロ以外のもの	2 点/箇所	箇所	点

別表3	2-8	居室、便所、浴室、脱衣所若しくは玄関又はこれらを結ぶ経路の床の材料を滑りにくいものに取り替える工事	1 点/m ²	m ²	点
	2-9	エレベーターや階段用昇降装置を設置する工事	10 点/箇所	箇所	点
別表4	3-1	住宅の屋根の雪下ろし作業の安全性を確保する工事であって、次のいずれかに該当するもの			
		(1)雪下ろし作業用命綱(安全帯)を固定するための金具を取り付ける工事	2.5 点/箇所	箇所	点
		(2)雪止めを設置し、又は取り替える工事			
		5m未満	5 点	累計	点
		5m以上	10 点	累計	点
		(3)固定式ハシゴを設置、又は取り替える工事	5 点/階	階分	点
	3-2	住宅の屋根の雪を落ちやすくするため屋根を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの			
		(1)屋根の勾配を大きくする工事	10 点/箇所	箇所	点
		(2)雪が滑りやすい屋根材に改良する工事	10 点/箇所	箇所	点
		(3)屋根に雪割り板を設置する工事	10 点/箇所	箇所	点
別表5	3-3	住宅又は住宅の敷地内に融雪設備を設置する工事	10 点/箇所	箇所	点
		住宅に県産木材を使用した工事	2.5 点/0.1m ³	m ³	点

別表6	(1)別表3で定める建具の基準	
	工事内容	熱貫流率(W/m ² ・K)
	外窓交換	3.5以下
	内窓設置	複層ガラス入りの内窓を設置する工事
	(2)別表3で定める断熱材の基準	
	工事内容	熱抵抗値(m ² ・K/W)
	屋根	4.6以上
	天井	4.0以上
	外壁	2.2以上
	床	3.3以上
	土間床等の外周部分の基礎壁	1.7以上

※建具・断熱改修工事を実施する際には、申請時に断熱リフォーム工事チェックリストの記載および製品カタログ又は参考資料の提出、実績報告時に出荷証明書又は型番等の確認できる書類が必須です。

※井戸の掘削、ポンプの設置等が補助対象になる場合があります。一定の条件がありますので、詳しくは建設課都市住宅係までお問い合わせください。

住宅リフォーム支援事業との関連補助事業

※予算や要件により、補助対象とならない場合がございます。

【尾花沢市木造住宅耐震診断士派遣事業】

平成12年5月31日以前に建築された木造住宅に対して、耐震診断士を派遣します。

- ・在来軸組工法による平屋建てまたは2階建てであり、自らが所有し居住している住宅
- ・診断費用：無料（ただし診断に必要な図面が無い場合は負担有）
- ・申請期間：令和7年4月1日 ～ 令和7年10月31日